

国家公安委員会規則第十三号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の三第一項第三号及び第九項、第三十二条の五第四項、第三十二条の六第一項及び第二項、第三十二条の七、第三十二条の八、第三十二条の九並びに第三十二条の十四の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年十月十九日

国家公安委員会委員長 小平 忠正

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第五十六号中「第二十六条」を「第二十七条」とする。

第十三条の二第十六号中「第二十六条第一項から第三項まで」を「第二十七条第一項から第三項まで」に改める。

第十四条第一項第四号中「第三十二条の三第二項第八号」を「第三十二条の三第二項第九号」に改める。
第十五条第八号中「第三十二条の三第二項第七号」を「第三十二条の三第二項第八号」に改める。

（暴力追放運動推進センターに関する規則の一部改正）

第二条 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第五号中「又は暴力団」を「、暴力団」に改め、「助けるための活動」の下に「又は暴力団の事務所（法第十五条第一項に規定する事務所をいう。第六条第一号二(2)において同じ。）の使用により付近住民等（法第三十二条の三第二項第六号に規定する付近住民等をいう。第六条第一号二(2)において同じ。）の生活の平穏若しくは業務の遂行の平穏が害されることを防止するための活動」を加える。

第四条第三号イ中「いう」の下に「。第十五条の二第一号において同じ」を加える。

第六条第一号中「、第四号又は第五号」を「から第六号まで」に改め、同号に次のように加える。

二 法第三十二条の三第二項第六号の事業 次のいずれかに該当する暴力追放相談委員

(1) 第四条第三号イに該当する者

(2) 暴力団の事務所の使用により付近住民等の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が害されることを防止するための活動を行う業務に関する知識経験を有すると認められる第四条第三号ニ又はホに該当する者

第十条中「第三十二条の三第二項第七号」を「第三十二条の三第二項第八号」に改める。

第十五条の次に次の八条を加える。

(差止請求関係業務に係る業務規程の記載事項)

第十五条の二 法第三十二条の五第四項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 差止請求関係業務（法第三十二条の五第一項に規定する差止請求関係業務をいう。以下同じ。）の実施の方法に関する事項（同条第三項第二号の検討を行う部門における同号の暴力追放相談委員及び弁護士（以下「専門委員」という。）からの助言又は意見の聴取に関する事項を含む。）

二 役員及び専門委員の選任及び解任その他差止請求関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する

事項

- 三 差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項
- 四 法第三十二条の九の帳簿書類の管理に関する事項
- 五 その他差止請求関係業務の実施に関し必要な事項

(適格都道府県センターの認定に係る申請書の記載事項等)

第十五条の三 法第三十二条の六第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地
- 2 法第三十二条の六第一項の規定による申請書の提出は、当該都道府県センターに係る法第三十二条の三第一項の規定による指定をした公安委員会を経由して行わなければならない。

(適格都道府県センターの認定に係る申請書の添付書類)

第十五条の四 法第三十二条の六第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一定款

- 二 差止請求関係業務に関する業務計画書
 - 三 差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類
 - 四 法第三十二条の五第三項第一号の業務規程
 - 五 役員及び専門委員に関する次に掲げる書類
 - イ 氏名、住所及び略歴を記載した書類
 - ロ 専門委員である暴力追放相談委員が第六条第一号二に定める暴力追放相談委員であることを証する書類
 - 六 最近の事業年度における収支決算書、貸借対照表及び財産目録、収支の見込みを記載した書類その他の経理的基礎を有することを証する書類
 - 七 最近の事業年度における事業報告書
- (適格都道府県センターの認定の公示等)

第十五条の五 法第三十二条の七の規定による公示及び通知は、法第三十二条の五第一項の認定をした後速やかに行うものとする。

2 法第三十二条の七の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該適格都道府県センター（法第三十二条の四第一項に規定する適格都道府県センターをいう。以下同じ。）の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地

三 当該認定をした日

（適格都道府県センターの認定に係る変更の届出）

第十五条の六 法第三十二条の八の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該適格都道府県センターの名称若しくは住所又は代表者の氏名

二 差止請求関係業務を行う事務所の名称又は所在地

三 第十五条の四各号に掲げる書類に記載した事項

2 法第三十二条の八の規定により前項各号に掲げる事項の変更の届出をしようとする適格都道府県セン

ターは、次に掲げる事項を記載した届出書を国家公安委員会に提出しなければならない。この場合において、当該変更の届出が前項第三号に掲げる事項に係るものであるときは、変更後の事項を記載した第

十五条の四各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更に係る事項

二 変更の年月日

三 変更の理由

3 国家公安委員会は、法第三十二条の八の規定による届出書の提出（第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係るものに限る。）があつたときは、当該変更に係る事項及び変更の年月日を公示しなければならない。

（差止請求関係業務に関する帳簿書類）

第十五条の七 法第三十二条の九の規定により適格都道府県センターが作成すべき帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

一 法第三十二条の四第一項の権限の行使に関する相手方との交渉の経過を記録したもの

二 法第三十二条の四第一項の権限の行使に関して適格都道府県センターが訴訟、調停、仲裁、和解、

強制執行、仮処分命令の申立てその他の手続の当事者となつた場合におけるその経過及び結果を記録

したもの

三 前二号に規定する帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり

四 法第三十二条の五第三項第二号の検討を行う部門における検討の経過及び結果を記録したもの

五 差止請求関係業務に関する収入及び支出を記録したもの

2 適格都道府県センターは、前項各号の帳簿書類を、各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿書類を保存しなければならない。

(立入検査をする職員の証明書の様式)

第十五条の八 法第三十二条の十一第二項の証明書の様式は、別記様式第一号の二のとおりとする。

(適格都道府県センターの認定の取消しに係る公示等)

第十五条の九 法第三十二条の十三第二項の規定による公示及び通知は、同条第一項の規定による取消しをした後速やかに行うものとする。

第十六条中「第三十二条の四第一項」を「第三十二条の十五第一項」に、「第三十二条の四第二項各号」を「第三十二条の十五第二項各号」に、「第三十二条の四第三項」を「第三十二条の十五第三項」に改

める。

別記様式第一号の次に次の一様式を加える。

別記様式第1号の2（第15条の8関係）

（表）

第 号	身 分 証 明 書	官 職 氏 名
写 真		
上記の者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の11第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。		
年 月 日		
国家公安委員会 印		

85.6

54.0

（裏）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

第32条の11 略

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正)

第三条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則(平成十五年国家公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第三の三の表暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の項中「第三十二条の四第三項」を「第三十二条の十五第三項」に、「第三十二条の四第一項」を「第三十二条の十五第一項」に改める。

附 則

この規則は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年一月三十日)から施行する。ただし、第一条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第五十六号及び同規則第十三条の二第十六号の改正規定は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十一号)の施行の日(平

成二十五年四月一日（）から施行する。